

第4回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月13日（木） 午前9時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公益代表委員 : 2人（欠席1人）

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた33円を提示する。

- ① 前回の提示額34円の根拠について述べると、背景については、2022年闘争におけるベア率1.9%と、闘争以降の物価上昇分約2%の約4%の引上げが必要であると考え、本来であれば904円に4%を乗じた36円の提示を考えていたが、他局の結審額、審議状況、また、近年の最賃引上げ額の高水準、使側からも岡山局内の雇用の維持、確保及び支払能力について主張されていたので、純粋に36円の提示は困難と考え、34円を提示した。

- ② 中長期視点を踏まえた電機最賃の目指す姿については、電機連合は、同一価値労働同一賃金の方針を掲げていて、特定最低賃金を含めこの考え方に沿うことが重要と考えている。

他方で、現状においては各県の電機最賃における適用労働者、基幹労働者の対象が異なっていることから、同一価値労働同一賃金を実現するためには長年にわたって慎重な論議が必要と考えている。慎重論議が必要と考えている一例として、岡山局の電機最賃で定めている基幹労働者の業務がある。清掃又は片づけの業務に主として従事している者を除くとあり、比較的对象者の範囲が広い。同一価値労働同一賃金を実現するためには、岡山局の電機最賃における適用労働者の範囲を絞る必要があると考えており、特定最賃もそれに応じた水準とすることが必要と考えている。

このように、同一価値労働同一賃金を実現するためには、適用労働者に応じた水準にする必要があり、労使ともに難しい判断が迫られ、長年にわたって慎重な論議が必要と考えている。

- ③ 特定最低賃金を県最賃並みに上げていく必要性については、県最賃並みに上げていくという考え方は持っていない。

これまで主張してきたように、日本の発展を支えていくという期待や、岡山県における電機産業の影響力、貢献度、出荷額や適用労働者の占めるウェイトなどを考慮すると、岡山県における電機産業を魅力あるものにしていくことが重要であると考えている。

一方で、先に述べたように、他県とは適用する労働者の違いもあるので、水準だけ他県並みにすることは適切ではないと考えている。現状においては他県の電機最賃に後れを取らない水準で引上げを図っていくことが重要と考えている。

先ほど、本年度の他県の状況について少し触れたが、結果的に他県も県最賃並みの引上げを行っていたり、県最賃引上げ額近傍での審議又は結審がなされている。先ほどの考え方を踏まえると、結果的に当県の電機最賃においても県最賃の引上げ額近傍での議論を視野に入れて審議していくことが重要であり、必要だと思っている。

- ④ 経済産業省の工業統計調査に基づいた47都道府県の地賃、特定最賃の順位については、特定最低賃金は、岡山が全県で言うと26位、広島が18位、山口が20位。従業員数は電機産業の適用労働者数が決定要覧とは若干異なるが、13,980人で、全国27位、広島が15,000人、山口が4,588人。製造業に占める電機の人員割合は岡

山が約 10%、広島が 7%、山口が 5%。製造出荷額は岡山が、4,849 億で 24 位、広島が 5,566 億。

従業員 30 人以上の事業所の製造業に占める電気系の割合を岡山、広島、山口を見たときに、岡山の従業員数、製造出荷額、生産額、付加価値額は、広島と遜色はなく、山口については明らかに岡山が優位である。今現在の山口と岡山の金額差に関しては、格差を是正する必要があるという認識を持っている。

- ⑤ 提示額については、前回、労使双方の提示額には闘争以降の物価上昇を含む、含まないという点が大きく違いとしてあったが、使側の雇用維持確保に向けた姿勢や考え方を踏まえると、労側としても 1 段歩み寄る必要があると考えて、33 円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額より 1 円引き上げた 19 円を提示する。

経団連の中小企業賃金引上げ妥結率 1.99%がベース。現在の経済状況は、エネルギー・資材価格の高騰など、経営の不透明度が極めて増している。加えて、未満率がこの業界の中でも高いということから、労働者側の求める金額に上げていくことが本当に労使共存のためになるのかについては疑問を持っている。

- (2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

なし